

令和 6 年度

集団指導資料

＜事業運営に係る留意事項＞
施設・通所・居住系サービス

令和 6 年 7 月
川口市福祉部
障害福祉課施設係

○ 主な関係法令

関係法令	省略表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	障害者総合支援法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)	基準省令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年障発第1206001号)	解釈通知
川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成29年条例第63号)	基準条例
川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成29年条例第64号)	基準条例 (施設)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年障発第1031001号)	留意事項通知
障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A	Q&A

I はじめに

障害福祉サービス事業所等における施設・通所・居住系サービスの実施に際し、特に留意をしていただきたい点をまとめましたので、制度を理解のうえ、今後も適切な事業運営を実施していただくようお願いいたします。

1 根拠法令

(1) 指定基準についての根拠法令

- ①川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号）→基準条例
- ②川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第64号）→基準条例（施設）

2 市独自の基準について

障害福祉サービス基準等条例は、国の省令に基づき制定をしております。その中で、市独自の基準として制定されている事項は次のとおりです。

(1) 共通事項（すべてのサービスにおいて該当）

非常災害対策、事故防止対策

本市の独自基準	埼玉県の独自基準	国基準（参考）
非常用食料、飲料水等、非常災害に必要な物資の備蓄	非常用食料、飲料水等、非常災害に必要な物資の備蓄	（なし）
事故防止等に関する措置	事故防止等に関する措置	（なし）

(2) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

訓練・作業室の面積、静養室の設置

本市の独自基準	埼玉県の独自基準	国基準（参考）
訓練・作業室の面積は、定員1人あたり3.3㎡	訓練・作業室の面積は、定員1人あたり3.3㎡	訓練又は作業に支障がない広さを有すること
静養室の設置	静養室の設置	（なし）

(3) 生活介護、自立訓練（機能訓練）

医務室の設置

本市の独自基準	埼玉県の独自基準	国基準（参考）
医務室の設置	医務室の設置	（なし）

Ⅱ 事業運営に係る留意事項について

1 運営に関する基準について

(1) 事業者の一般原則及び資格

①個別支援計画の作成と適切なサービスの提供

→事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。＜基準条例第3条第1項・基準条例（施設）第3条第1項＞

→事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。＜基準条例第3条第2項・基準条例（施設）第3条第2項＞

②虐待防止に対する措置

→事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

＜基準条例第3条第3項・基準条例（施設）第3条第3項＞

→虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

→従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

→虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者（責任者）を置くこと。

＜基準条例第40条の2・基準条例（施設）第58条の2＞

(2) 内容及び手続きの説明及び同意

①重要事項の説明及びサービス提供開始の同意

→事業者は、障害者等がサービスの利用の申し込みを行ったときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

＜基準条例第9条第1項・基準条例（施設）第10条第1項＞

(3) 契約支給量の報告等

①契約支給量等の報告

→事業者は、サービスを提供するときは、当該サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約したサービスの量、その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給

者証に記載しなければならない、また、事業者は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を支給決定市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。＜基準条例第10条・基準条例（施設）第11条＞

⇒P17「契約内容報告書」（参照）

（４）受給資格の確認

①受給資格の確認

→事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

＜基準条例第14条・基準条例（施設）第15条＞

（５）心身の状況等の把握

①利用者の把握（医療服薬の状況、アレルギーの有無、関与する親族の連絡先など）

→事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。＜基準条例第16条・基準条例（施設）第17条＞

⇒P18, 19「アセスメントシート」（参照）

（６）サービスの提供の記録

①事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない、

＜基準条例第19条第1項・基準条例（施設）第20条第1項・第2項＞

②サービス提供の確認

→事業者は、サービスの提供の記録に際しては、支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

＜基準条例第19条第2項・基準条例（施設）第20条第3項＞

（７）介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等

①利用者への通知

→事業者は、法定代理受領により市町村から介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、当該支給決定障害者等に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。＜基準条例第23条第1項・基準条例（施設）第24条第1項＞

⇒P20「法定代理受領通知」（参照）

（８）個別支援計画の作成

①サービス管理責任者による個別支援計画の作成

→管理者は、サービス管理責任者に指定障害福祉、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

（ア）利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。＜基準条例第５９条第２項・基準条例（施設）第２６条第２項＞

（イ）個別支援計画は、適切な支援を提供するため、サービス提供日までに作成をしなければならない。なお、個別支援計画の作成がない場合は、適切なサービスの提供がされていないものとして、報酬算定が認められない、もしくは報酬が減算となる。

②計画の見直し

個別支援計画の見直し時期

共同生活援助、療養介護、生活介護、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援、施設入所支援	少なくとも６か月以内に １回以上
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、自立生活援助	少なくとも３か月以内に １回以上

⇒Ｐ２１「個別支援計画の作成について」（参照）

⇒Ｐ２２「障害福祉サービス並びに障害児通所支援における居宅介護計画及び個別支援計画の取り扱いについて」（参照）

（９）秘密保持について

①従業者からの誓約書（秘密保持について）

→従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように誓約書を締結するなどの必要な措置を講ずること。

※退職後も秘密保持義務は恒久的に継続するものであるから、「退職後〇〇年」との期限は設けないこと。

②利用者からの個人情報提供同意書（秘密保持について）

→サービス担当者会議や相談支援事業所とのやりとり等、他の事業者を利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ること。＜基準条例第３６条第３項・基準条例（施設）第５３条第３項＞

(10) 業務継続計画の策定等の義務化

※令和6年4月1日から義務化

→事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する通所支援事業の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じなければならない。

＜基準条例第33条の2第1項・基準条例（施設）第46条の2第1項＞

→事業者は、従業員に対し計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

＜基準条例第33条の2第2項・基準条例（施設）第46条の2第2項＞

→事業者は、定期的計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

＜基準条例第33条の2第3項・基準条例（施設）第46条の2第3項＞

(11) 勤務体制の確保等

①勤務体制の定めと実績の記録

→事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

＜基準条例第69条第1項・基準条例（施設）第46条第1項＞

②研修計画の作成と記録の整備

→事業者は、従業員の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

＜基準条例第69条第3項・基準条例（施設）第46条第3項＞

③職場におけるハラスメント対策

→事業者は、適切な指定障害福祉、施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

＜基準条例第69条第4項・基準条例（施設）第46条第4項＞

(12) 非常災害対策

①災害時における計画の策定と周知

→事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

＜基準条例第71条第1項・基準条例（施設）第48条第1項＞

②災害に備えた訓練の実施と地域住民の参加

→事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わな

なければならない。＜基準条例第71条第2項・基準条例（施設）第48条第2項＞
→事業者は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。＜基準条例第71条第3項・基準条例（施設）第48条第3項＞

③物資の備蓄

→事業者は、障害者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。
＜基準条例第71条第4項・基準条例（施設）第48条第4項＞

(13) 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の義務化

※令和6年4月1日から義務化

→事業者は、事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
→事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
→従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
＜基準条例第91条第2項・基準条例（施設）第49条第2項＞

(14) 掲示

①運営規程の概要等の掲示

→事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

※見やすい場所（利用者の手の届くところ）に、

＜基準条例第93条第1項・基準条例（施設）第51条第1項＞

②重要事項の掲示の代替措置

→事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる。＜基準条例第93条第2項・基準条例（施設）第51条第2項＞

(15) 身体拘束等の禁止

→事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
→事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなけれ

ばならない。

→事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

＜基準条例第35条の2・基準条例（施設）第52条＞

※委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

（16）緊急時・事故発生時の対応

→事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について、記録しなければならない。

→事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生し、これにより賠償すべき損害があるときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。

＜基準条例第40条・基準条例（施設）第58条＞

※あらかじめ、事故発生時の対応マニュアル等を作成し、職員に周知すること。

（17）記録の整備

①文書の整備と保管

→事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

＜基準条例第76条・基準条例（施設）第60条＞

2 報酬基準に関すること（減算について）

（1）サービス提供職員欠如減算

①サービス提供職員の配置基準が満たされていない。

→速やかに必要職員を配置すること。また、減算に該当する場合には、速やかに減算の届出を提出すること。

※指定基準の規定に定める人員基準を満たしていない場合、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲内で減少した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、所定単位数の70%を算定する。

※減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員欠如が解消されるに至った月まで、所定単位数の50%を算定する。

<留意事項通知 第二 1 の（8）参照>

（2）サービス管理責任者欠如減算

①サービス管理責任者の配置基準が満たされていない。

→速やかに必要職員を配置すること。また、減算に該当する場合には、速やかに減算の届出を提出すること。

※指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

※減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員欠如が解消されるに至った月まで、所定単位数の50%を算定する。

<留意事項通知 第二 1 の（8）参照>

（3）報酬改定により義務化された取組の未実施減算

【虐待防止措置未実施減算】

次の①から③までに掲げる場合のいずれかの基準を満たしていない。

→①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること

②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

③虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を置くこと

→速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告すること。

※事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、所定単位数の1%を減算する。

【身体拘束廃止未実施減算】

（15）身体拘束等の禁止に掲げるいずれかの措置を講じていない。

→速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告すること。

※事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、所定単位数の1%を減算する。

施設・居住系サービス：所定単位数の10%を減算

訪問・通所系サービス：所定単位数の1%を減算

【業務継続計画未策定減算】

次のいずれかに該当する行為を行っていない。

→①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）

を策定すること

②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※事実が生じた月の翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、所定単位数から減算する。

施設・居住系サービス：所定単位数の3%を減算

訪問・通所系サービス：所定単位数の1%を減算

【情報公表未報告減算】

障害者総合支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない。

※事実が生じた月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、所定単位数から減算する。

施設・居住系サービス：所定単位数の10%を減算

訪問・通所系サービス：所定単位数の5%を減算

3 人員配置基準等の見直しについて

各サービスにおいて、従業者の配置基準の根拠となる「利用者の数」については、前年度の利用者数の平均値とすることになっているが（単独型短期入所を除く）、新規に指定を受ける場合・定員を変更した場合等は、推定数によることとなっている。

・療養介護・生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行支援・就労継続支援A・B型・共同生活援助 <解釈通知の第二の2の（5）の①、②>

・就労定着支援・自立生活援助 <解釈通知の第二の2の（5）の④、⑤>

推定数を用いる期間は、新規指定・定員増・定員減のそれぞれによって異なるため、次のページを参照すること。

※年度内に定員変更がない場合は、4月に当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる年度)の自主点検を行うこと。

前年度の平均利用者数算出方法

障害者福祉サービス事業所（通所系・G H）及び障害者支援施設において、満たすべき人員基準や報酬・加算等の要件を算定する際の利用者の数として、「平均利用者数」を用いることとされています。

原則

平均利用者数＝全利用者の延べ数÷開所日数（小数点第2以下切り上げ）

例外

①新規開設等の場合

期間	平均利用者数の算定式
指定から6月未満	利用定員×90%
指定から6月以上1年未満	直近の6月における平均利用者数
指定から1年以上経過 ※（前年4/1～3/31）の実績がない場合	直近の12月における平均利用者数

（例）令和4年10月1日指定の事業所（利用定員20名）の場合

期間	平均利用者数の算定式
R 4. 10～R 5. 3	定員20名×90%＝18名
R 5. 4（6月以上1年未満） R 5. 5 ～ R 5. 9	R 4. 10～R 5. 3の平均利用者数 R 4. 11～R 5. 4の平均利用者数 ～ R 5. 3～R 5. 8の平均利用者数
R 5. 10（1年以上経過） R 5. 11 ～ R 6. 3	R 4. 10～R 5. 9の平均利用者数 R 4. 11～R 5. 10の平均利用者数 ～ R 5. 3～R 6. 2の平均利用者数
R 6. 4～R 7. 3	原則通り 前年度（R 5. 4～R 6. 3）の 平均利用者数

②利用定員増の場合

期間	平均利用者数の算定式
定員増から 6 月未満	前年度の平均利用者数＋ 定員増加分× 9 0 %
定員増から 6 月以上 1 年未満	直近の 6 月における平均利用者数
定員増から 1 年以上経過 ※（前年 4/1～3/31）の実績がない場合	直近の 1 2 月における平均利用者数

③利用定員減の場合

期間	平均利用者数の算定式
定員減から 3 月未満	前年度の平均利用者数をそのまま採用
定員増から 3 月以上 ※（前年 4/1～3/31）の実績がない場合	減少後 3 月における平均利用者数

前年度平均利用者数計算根拠フローチャート

年度当初の場合

(例) 令和6年4月提出の場合

令和5年4月よりも前に指定を受けていますか。
(前年4/1～3/31の実績がありますか)

いいえ

令和5年10月よりも前に指定を受けていますか。
(指定から6月経過していますか)

いいえ

利用定員×90%

はい

原則通り (R5. 4～R6. 3)

はい

直近の6ヶ月
(R5. 10～R6. 3)

年度途中の場合

(例) 令和6年9月提出の場合

令和5年4月よりも前に指定を受けていますか。
(前年4/1～3/31の実績がありますか)

いいえ

令和5年9月よりも前に指定を受けていますか。
(指定から12月経過していますか)

いいえ

令和6年3月よりも前に指定を受けていますか。
(指定から6月経過していますか)

いいえ

利用定員×90%

はい

原則通り (R5. 4～R6. 3)

はい

直近の12ヶ月
(R5. 9～R6. 8)

はい

直近の6ヶ月
(R6. 3～R6. 8)

4 体制届について

(1) 加算を算定する場合の提出期日と加算の算定開始時期

(単位数を増加する場合を含む)

①算定月の前月15日(必着)…翌月のサービス提供分から算定

(例) 6月15日に提出⇒7月サービス提供分(8月請求)から加算算定

15日が閉庁日の場合には、直前の開庁日が締切になります。

(例) 15日が日曜日⇒13日金曜日が締切

16日以降に届いた分については、翌々月サービス提供分からの適用になります。余裕をもって提出してください。

(2) 加算が算定されなくなる場合

加算が算定されなくなる状況が生じた場合は、その事実が発生した日から加算の算定ができなくなりますので、速やかに届出書を提出してください。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った日合は不正請求となり、支払われた介護給付費等は市町村が返還措置を講じることになります。悪質な場合には行政処分等をもって対処します。

【提出書類】

○介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

※届出書は、GH用と入所・通所系用があります。

○介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(別紙)

○別紙1 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

○別紙2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

○別紙3～加算に係る届出資料(※対象の加算分のみ添付)

(3) 請求前のホームページ確認のお願い

事業所からの報酬請求情報が、各届出に基づいて管理しているデータと一致しない場合、報酬が支払われない場合があります。

障害福祉課では、毎月25日頃に、市ホームページの事業所情報を更新しています。必ず御確認いただき、届出内容届と異なる場合には、その月の28日までに連絡をお願いします。

《事業所一覧の掲載場所》

川口市ホームページ→事業者向け→福祉(事業者向け情報)→障害者施設・事業所等→障害福祉サービス事業所等について→体制状況等について

5 変更届出書について

指定申請時に届け出た内容に変更があった場合、原則として変更があった日から10日以内に届出書を提出してください。

(1) 提出先 障害福祉課施設係

【提出書類】

○変更届出書(様式第23号)

○添付書類……変更内容によって必要な書類が異なります。

ホームページの「添付書類一覧」を御確認ください。

※郵送提出で、副本に受理印が必要な場合は、副本と返信用封筒(切手も忘れずに)も同封をお願いします。

(2) 提出期限

・変更の日から10日以内

※ただし、平面図の変更は、必ず施設係担当者と事前相談をした後に行ってください。

原則として、変更に係る部分について現地確認を実施しますので、変更が生じる前月10日までに変更届の一式(「他法令遵守の確認表」も含む)の提出をお願いします。

《変更届書式の掲載場所》

川口市ホームページ→事業者向け→福祉(事業者向け情報)→障害者施設・事業所等→障害福祉サービス事業所等について→変更の届出について

6 廃止・休止・再開届出書の提出について

事業を廃止・休止するときは、1月前までに休止・廃止届出書を提出します。(休止・廃止期日につきましては、月単位となりますので、6月中に提出された休止・廃止につきましては、休止・廃止の期日は7月末となります。)

なお、廃止・休止の際は、当該サービスを利用していた者が、必要な障害福祉サービスを継続的に利用できるよう、必ず他の指定障害福祉サービス事業所や市町村、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。

【提出書類】

○廃止・休止・再開届出書(様式第24号)

○利用者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト

○利用者の希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等

○その他、利用者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料

《廃止・休止・再開届出書書式の掲載場所》

川口市ホームページ→事業者向け→福祉(事業者向け情報)→障害者施設・事業所等→障害福祉サービス事業所等について→更新・廃止・休止・再開届出について

7 新規申請、提供するサービスの追加申請について

新規事業所の指定や、既存の事業所でサービスを追加する場合には、電話予約の上、障害福祉課へお越しください。なお、書類の不足及び追加・修正等がある場合には、サービス開始予定日に指定ができなくなります。遅くとも、事業開始予定月の3か月前の月末（4月予定なら1月末）までに事前相談をしていただきますが、なるべく早めの相談をお願いします。

8 事故報告について

サービス提供時間中は事故防止対策を徹底してください。万が一、事故等が発生した場合には、速やかに当課へ報告してください。

（1）対象となる事故等

- ①障害児者施設等において利用者や職員等の生命、身体、財産に被害が生じた事件、事故。
利用者に対する虐待。利用者の行方不明
- ②感染症又は食中毒による利用者や職員等の健康被害
- ③自然災害(地震、台風)や火災などによる施設等の被害
- ④情報漏えい、盗難等の犯罪被害など。

（2）提出先 障害福祉課施設係

（3）留意事項

- ①速報は所定の様式によりすみやかにお願いします。
- ②自然災害や火災等により、人的被害、施設設備に大きな被害が及んだ場合は、土日休日夜間でも報告をお願いします。
- ③関係機関に報告が必要な場合があります。
(例：感染症、食中毒などについては、保健所にも報告)
- ④事故報告については、「障害児(者)施設・グループホーム等危機管理マニュアル」を参照してください。

⑤報告様式

ア 速報：電話連絡の上、「事故報告(速報)」で原則当日中に提出してください。

イ 続報：詳細について「事故報告」で提出してください。

ウ 最終報：今後の対策も含め「再発防止策報告書」を提出してください。

《危機管理マニュアルの掲載場所》

川口市ホームページ→事業者向け→福祉（事業者向け情報）→障害者施設・事業所等→障害福祉サービス事業所等について→事故報告・危機管理・災害対応

9 サービス管理責任者の研修体系の見直しについて

平成31年4月より研修体系が見直されました。（P23～参照）

研修受講可能な実務経験と、配置に必要な実務経験は異なります。

契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書

令和 年 月 日

（あて先）川口市長

事業者番号										
事業者及び その事業所 の名称 代 表 者										

下記のとおり当事業者との契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

受給者証番号									
支給決定障害者 （保護者）氏名									支給決定に係る 障害児氏名

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の 事業者記入欄 の 番 号	サービス内容	契約支給量	契約日 (又は契約支給量を変更した日)	理 由
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供を終了する 事業者記入欄の番号	提供終了日	提 供 終 了 月 中 の 終了日までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提 供を終了する理由
			☐ 1 契約の終了
			☐ 2 契約の変更
			☐ 1 契約の終了
			☐ 2 契約の変更
			☐ 1 契約の終了
			☐ 2 契約の変更
			☐ 1 契約の終了
			☐ 2 契約の変更

アセスメントシート 1

受給者証番号				調査日： 年 月 日	
ふりがな		性別		生年月日	
氏名				年 月 日（ 歳）	
ふりがな				記録者	
住所		〒 —		介護の実施者	
		電話： （ ）			
		FAX： （ ）			
		携帯： （ ）		電話： （ ）	
緊急連絡先	ふりがな			続柄	住所
	氏名				電話： （ ）
	医療機関 （主治医等）				電話： （ ）
身体障害者 手帳	種 級			障害名	
療育手帳	A	B1	B2		
支給量			時間/月	利用者負担額	
			時間/月	負担上限月額	上限管理
			時間/月	低所得1 低所得2 一般 円	あり・なし
			時間/月	上限額管理事業所	
			時間/月	（事業所名 ）	
主たる 介護者の 状況	ふりがな			続柄	状況
	氏名				
他のサービス等 の利用の状況	1. 日中活動サービス （事業所名 ）		2. ショートステイ （事業所名 ）		
	3. グループホーム （事業所名 ）		4. 児童発達支援・放課後等デイサービス （事業所名 ）		
	5. 相談支援事業 （事業所名 ）		6. その他（ ）		
			（ ）		
サービス提供時の希望及び注意事項					

アセスメントシート 2

	項 目	状 況	特記事項
身体 の 状 況	視 覚	ア. 制限なし ・ イ. 制限あり ・ ウ. 大きな制限	
	聴 覚	ア. 制限なし ・ イ. 制限あり ・ ウ. 大きな制限	
	言 語	ア. 制限なし ・ イ. 制限あり ・ ウ. 大きな制限	
	座 位 保 持	ア. 制限なし ・ イ. 制限あり ・ ウ. 大きな制限	
	コミュニケーションの状況		
	そ の 他		
日 常 生 活 状 況	歩行（屋内）	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 全部介助	
	歩行（屋外）	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 全部介助	
	食 事	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 全部介助	
	入 浴	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 全部介助	
	着 脱 衣	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 全部介助	
	排 泄	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 全部介助	
	炊 事	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 代行	
	洗 濯	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 代行	
	金 銭 管 理	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 代行	
	買 い 物	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 代行	
	服 薬 管 理	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 代行	
	そ の 他		
	住 宅 状 況	住 居 形 態	
ト イ レ		和式・洋式・その他（ ）	
浴 室		実用可 ・ 不可	
寝 具		布団 ・ ベッド	
手 す り		あり ・ なし	
住 環 境 の 留 意 点			
医 療 機 関 利 用 状 況			
障 害 経 過			
家 族 状 況	氏 名	続 柄	備 考
備 考			

【参考様式】

代理受領したことのお知らせ

●●年●●月●●日

● ● ● ● 様

〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇番

△△△事業所△△△△△△

理事長 □□ □□

電話 999-999-9999

ファックス 000-000-0000

E-Mail@

障害福祉サービス等に要した費用について、利用者様に代わり受領したのでお知らせします。

利 用 者 様 の 氏 名	● ● ● ●
サ ー ビ ス 提 供 年 月	● ● 年 ● ● 月 分
支 給 元 市 町 村	● ● 市
受 領 し た 日	● ● 年 ● ● 月 ● ● 日
受 領 し た 金 額	円

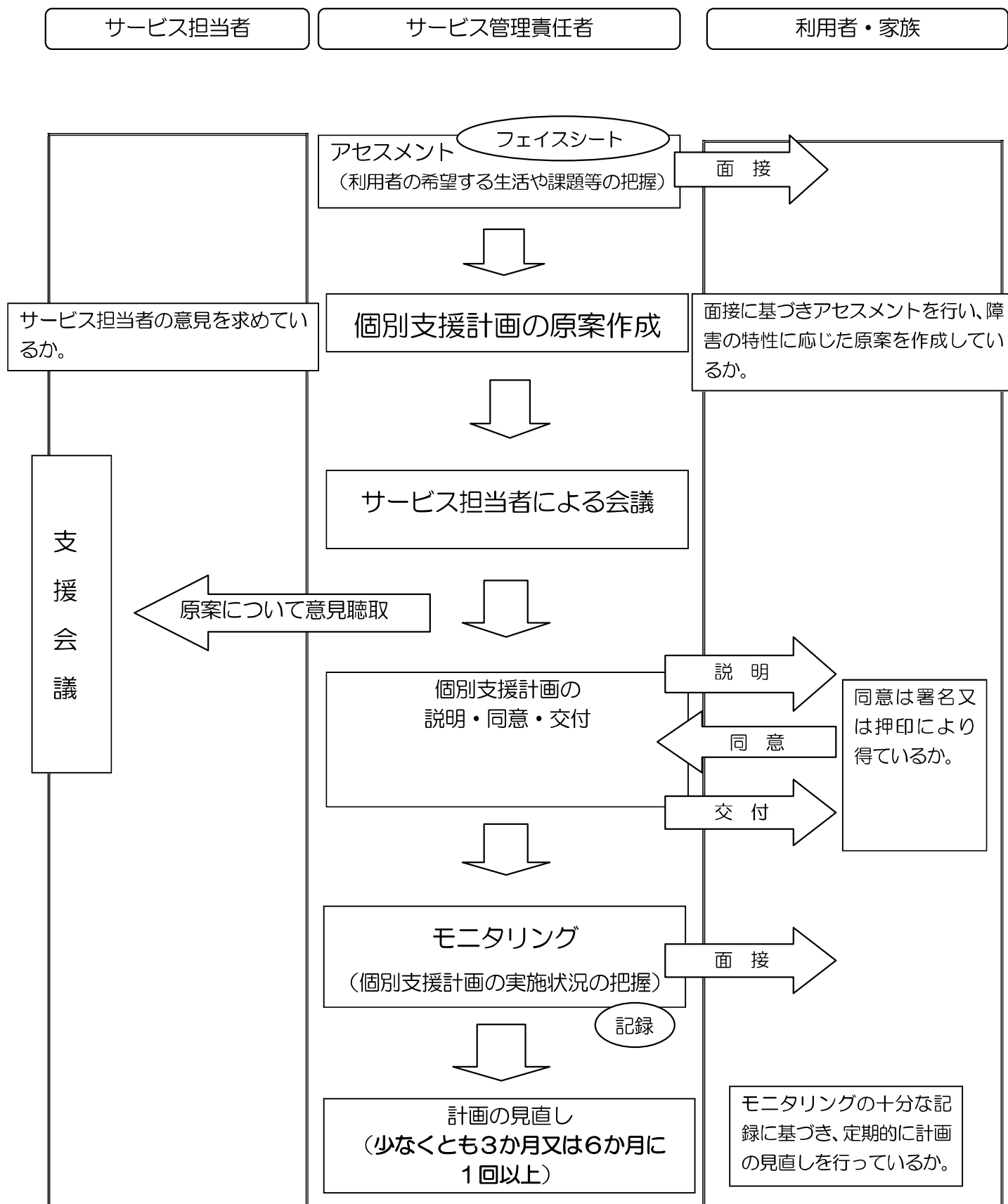
《受領した金額の内容》

(単位：円)

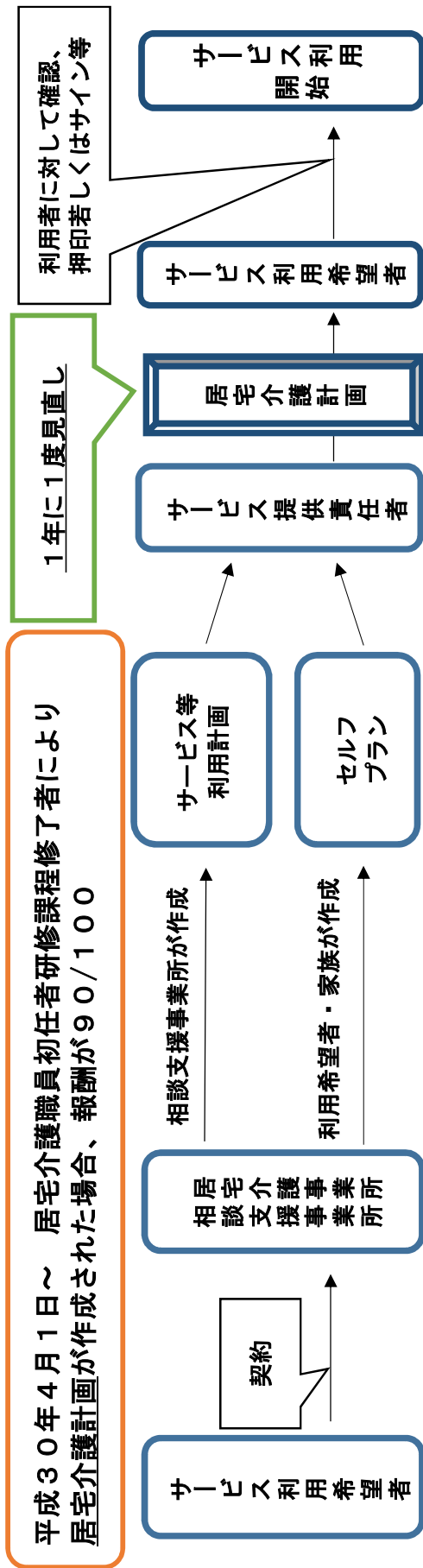
サービス内容	サービスに 要した費用	利用者様 負担額 ②	給付額 (①－②)
合計			

※ご不明な点は、電話・ファックス等により、お気軽にお問い合わせください。

個別支援計画作成について



障害福祉サービス並びに障害児通所支援における居宅介護計画及び個別支援計画の取り扱いについて



該当となる資格：介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修・居宅介護従業者養成研修課程（2級）※ヘルパー2級
訪問介護員（2級）

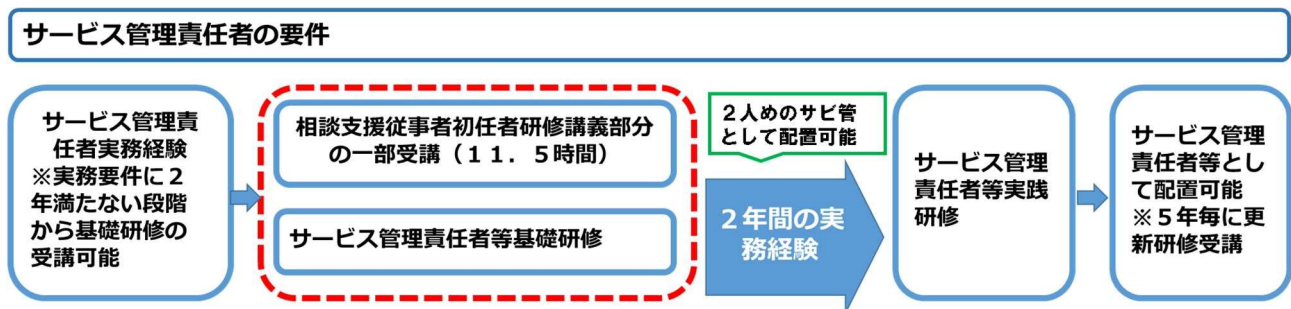
平成30年4月1日～ 個別支援計画未作成減算率が5/100 → 30/100若しくは50/100に変更

サービス種類	見直し期間
生活介護、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、就労定着支援、施設入所支援、共同生活援助	少なくとも6月に1回
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、自立生活援助	少なくとも3月に1回
障害児通所支援事業（児童発達支援・医療型児童発達支援・訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問）	少なくとも6月に1回

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の要件について

■サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の要件について

平成31年4月1日にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下サービス管理責任者等という）の研修について見直しが行われ、サービス管理責任者等の配置要件に「サービス管理責任者等実践研修」及び「サービス管理責任者等更新研修」が追加されました。



H31年4月の改正で、サービス管理責任者等基礎研修（以下基礎研修という）は、実務経験要件を満たす2年前から受講が可能となりました。基礎研修修了後3年以内に、2年の実務経験を経てサービス管理責任者等実践研修（以下実践研修という）を受講することで、サービス管理責任者として配置可能となります。

実践研修修了後は、5年毎にサービス管理責任者等更新研修を受講する必要があります。

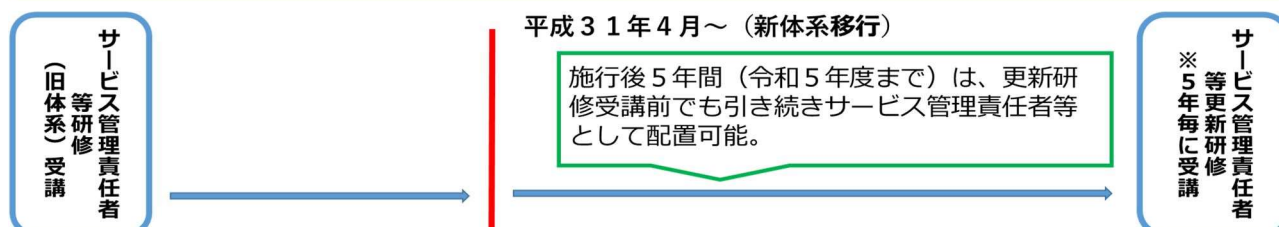
基礎研修修了者は実践研修を受講するまでは、事業所の人員基準で必要とされる2人めのサービス管理責任者等として配置可能で、個別支援計画の原案の作成ができます。

例えば、定員80名の生活介護事業所では人員基準では常勤のサービス管理責任者1名に加え、もう1名サービス管理責任者を配置する必要があります。2人めのサービス管理責任者については基礎研修のみ修了した者を配置することで人員基準を満たすこととなります。

■令和4年度以降の基礎研修修了者について

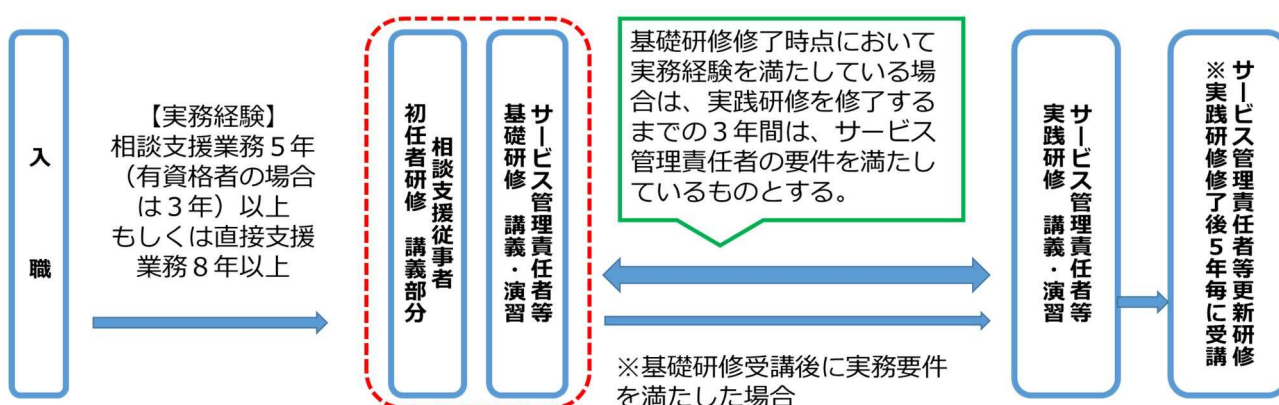
令和4年度以降の基礎研修修了者については、基礎研修修了時点で、すでにサービス管理責任者等として配置が可能な実務経験（例：直接支援8年）を有していたとしても、**基礎研修修了後3年以内に2年間の実務経験**を得て実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者等として事業所に単独で配置することはできません。

H3 1年3月までの分野別研修を修了している場合



平成18年度～平成30年度までの分野別サービス管理責任者等研修を修了している場合は、令和5年度末まで実践研修を受講したサービス管理責任者とみなされていました。しかし、令和6年度以降はその経過措置が終了したため、**令和5年度末までに更新研修を受講**しなかった場合、サービス管理責任者等の資格は**失効**となり、実践研修の受講が必要となりました。（基礎研修から受けなおす必要はありません。）

基礎研修受講時点で実務経験を満たしている場合 ※平成31年度～令和3年度の基礎研修受講者に限る



平成31年度～令和3年度のサービス管理責任者等基礎研修を修了した者は、**研修修了日から3年間に限り**、基礎研修修了時点でサービス管理責任者等の実務経験を満たしていることで、配置が可能です。**研修修了日より3年以内に実践研修を修了**しない場合、サービス管理責任者等として配置ができなくなります。

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

分類	対象事業	事業 番号	実務経験年数	研修に必要な実務経験 の年数
a 相 談 支 援 の 業 務	i 地域生活支援事業	1	5年	3年
	障害児相談支援事業	2		
	身体障害者相談支援事業	3		
	知的障害者相談支援事業	4		
	ii 児童相談所	5		
	身体障害者更生相談所	6		
	精神障害者社会復帰施設	7		
	知的障害者更生相談所	8		
	福祉に関する事務所（福祉事務所）	9		
	発達障害者支援センター	10		
	iii 障害者支援施設	11		
	障害児入所施設	12		
	老人福祉施設	13		
	精神保健福祉センター	14		
	救護施設	15		
	更生施設	16		
	介護老人保健施設	17		
	介護医療院	18		
	地域包括支援センター	19		
	iv 障害者職業センター	20		
	障害者就業・生活支援センター	21		
b 直 接 支 援 の 業 務 ※2	v 特別支援学校	22	5年 (※2)	3年 (※2)
	vi 病院若しくは診療所 ※1	23		
	i 障害者支援施設	11		
	障害児入所施設	12		
	老人福祉施設	13		
	介護老人保健施設	17		
	介護医療院	18		
	病院又は診療所の病室であって療養	24		
	ii 障害福祉サービス事業（注）	25		
	障害児通所支援事業	26		
	老人居宅介護等事業	27		
	iii 病院若しくは診療所又は薬局	28		
	訪問看護事業所	29		
	iv 特例子会社	30		
	助成金の支給を受けた事業所	31		
	v 特別支援学校	22		
c	「※2」でない者による「b」の直 接支援の業務		8年	6年

d	所定の資格（※3）を有するものによる「a」「b」の業務	3年 （※4）	1年 （※4）
---	-----------------------------	------------	------------

「相談支援の業務」とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

「直接支援の業務」とは

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

「障害福祉サービス事業」とは

障害者総合支援法に基づく以下のサービスのこと

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

※1 以下のいずれかの資格等を有する者に限る

- ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格）
- ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（介護職員初任者研修修了者）
- ③※3に該当する者
- ④事業番号「1」～「22」の従事者・従業者としての期間が1年以上の者

※2 下のいずれかの資格等を有する者に限る

- ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格）
- ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（介護職員初任者研修修了者）
- ③保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にあっては当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を含む）
- ④児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当する者
- ⑤平成18年厚生労働省令第169号による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当する者

※3 以下のいずれかの資格を有する者に限る

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

※4 ※3の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者に限る